# 大阪府

第７次大阪府医療計画

（2018年度～2023年度）

# 大阪府もずやん

# 平成30（2018）年3月

# 大阪府

【医療機関（病院）の名称の記載について】

第7次大阪府医療計画における医療機関の名称については、原則、医療法第7条に基づいて届けられた「正式名称」を記載しています。

【各医療機関の医療機能（どのような医療を提供しているか）について】

本編の中には、治療ごとの医療提供体制の状況についての記載（例：主要ながんの治療を実施する病院）がありますが、平成29年6月時点の情報が基本（疾患や治療内容等によって異なる場合があります）となっていますので、最新の情報については下記ホームページをご覧ください。

大阪府ホームページアドレス（第7次大阪府医療計画）

：http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/keikaku/7osakahuiryokeikaku.html

大阪府医療機関情報システム

：http://www.mfis.pref.osaka.jp

大阪府こころの健康総合センターホームページ「こころのオアシス」

：http://kokoro-osaka.jp/

2025年を見据えた医療提供体制の確保に向けて

我が国では、世界に例のない高齢化が進んでおり、中でも大阪府は、高度成長期の人口流入等の影響により、高齢者数の大幅な増加が見込まれています。

超高齢社会の進展に伴い、とりわけ、団塊の世代のすべての方が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、増加・多様化する府民の医療ニーズに応じた、効果的かつ効率的で、切れ目のない医療提供体制の構築や医療と介護との連携促進が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、第７次大阪府医療計画では、可能な限り府民の皆様が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられる社会の実現をめざす、地域包括ケアシステムの構築に向け、介護等と連携した医療体制の充実を、基本的方向性としました。

また、日本は世界有数の長寿国です。人生100年時代の到来が叫ばれる中、誰もが心身ともに健康に生きる、健康長寿の社会づくりが求められています。本計画と同時に改訂・策定した「第３次大阪府健康増進計画」、「第３期大阪府がん対策推進計画」等の関連計画とも相互に連携し、医療提供体制の充実にあわせ、健康寿命の延伸にも取組み、安心して暮らし続けることができる大阪の実現をめざします。

そのためには、本計画の取組状況について、地域や府民の視点から効果検証を行いながら、スパイラルアップしていく仕組みを機能させることが重要です。引き続き、大阪府の医療に関わる皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

今回の計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただいた大阪府医療審議会、各二次医療圏における保健医療協議会（地域医療構想調整会議）・関係懇話会・部会等の委員の皆様をはじめ、市町村、関係団体や府民の皆様方には、心からお礼を申し上げます。

平成30（2018）年３月

大阪府知事　松井　一郎

**目　　　次**

|  |
| --- |
| **第１章　大阪府医療計画について** |

第１節　 大阪府医療計画とは 3

第２節　 医療制度と医療機関の受診 5

第３節　 第６次計画の評価 8

第４節　 第７次計画の基本的方向性 10

|  |
| --- |
| **第２章　大阪府の医療の現状** |

第１節　 医療圏 15

第２節　 人口 19

第３節　 人口動態 20

第４節　 府民の受療状況 26

第５節　 医療提供体制 31

第６節　 特定機能病院 41

第７節　 地域医療支援病院 43

第８節　 社会医療法人 46

第９節　 公的医療機関等 49

第10節　（地独）大阪府立病院機構 53

第11節　保健所 56

第12節　関係機関 58

|  |
| --- |
| **第３章　基準病床数** |

　　第１節　 基準病床数 63

|  |
| --- |
| **第４章　地域医療構想** |

第１節　 地域医療構想について 71

第２節　 将来の医療需要と病床数の必要量の見込み 72

第３節　 病床の機能分化・連携の推進にあたっての現状と課題 80

第４節　 病床の機能分化・連携を推進するための施策の方向 87

|  |
| --- |
| **第５章　在宅医療** |

第１節　 在宅医療の特性 95

第２節　 在宅医療の現状と課題 97

第３節　 在宅医療の施策の方向 107

|  |
| --- |
| **第６章　５疾病４事業の医療体制** |

第１節　 がん 117

第２節　 脳卒中等の脳血管疾患 131

第３節　 心筋梗塞等の心血管疾患 143

第４節　 糖尿病 155

第５節　 精神疾患 168

第６節　 救急医療 188

第７節　 災害医療 200

第８節　 周産期医療 212

第９節　 小児医療 231

|  |
| --- |
| **第７章　その他の医療体制** |

第１節　 高齢者医療 249

第２節　 医療安全対策 256

第３節　 感染症対策 261

第４節　 臓器移植対策 273

第５節　 骨髄移植対策 277

第６節　 難病対策 281

第７節　 アレルギー疾患対策 288

第８節　 歯科医療対策 294

第９節　 薬事対策 299

第10節　血液の確保対策 304

|  |
| --- |
| **第８章　保健医療従事者の確保と資質の向上** |

第１節　 医師 309

第２節　 歯科医師 314

第３節　 薬剤師 316

第４節　 看護職員（保健師・助産師・看護師（准看護師を含む）） 318

第５節　 診療放射線技師 325

第６節　 管理栄養士・栄養士 327

第７節　 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士 329

第８節　 歯科衛生士・歯科技工士 332

第９節　 福祉・介護サービス従事者 334

第10節 その他の保健医療従事者 338

|  |
| --- |
| **第９章　二次医療圏における医療体制** |

第１節　 豊能二次医療圏 345

第２節　 三島二次医療圏 360

第３節　 北河内二次医療圏 375

第４節　 中河内二次医療圏 391

第５節　 南河内二次医療圏 405

第６節　 堺市二次医療圏 421

第７節　 泉州二次医療圏 436

第８節　 大阪市二次医療圏 453

|  |
| --- |
| **参考資料** |

第７次大阪府医療計画【概要】 472